

定期報告対象建築物と報告時期

令和6年度

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の 調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査	
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの ②2,000平方メートル以上あるもの	令和 7年 10年 13年 〔以降3年 ごとに1回〕	対象外	毎 年 1 回 対 象 規 模 は 左 記 に 同 じ	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2,000平方メートル以上あるもの				
博	博物館・美術館・図書館	①5階以上に対象用途があり、3,000平方メートル以上あるもの				
事	事務所 その他これに類するもの					
集	公会堂・集会場					
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②客席部分が200平方メートル以上あるもの ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4		令和 8年 11年 14年 〔以降3年 ごとに1回〕		毎 年 1 回 対 象 規 模 は 左 記 に 同 じ
旅	ホテル・旅館	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300平方メートル以上あるもの （②は病院、診療所においては2階部分に患者の収容施設がある場合に 限る） ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④病院、診療所、児童福祉施設等においては200平方メートルを超えてい るもの（㉠のみ防火設備の定期報告に限る。）				
病	病院					
診	診療所 （患者の収容施設があるもの）					
児	児童福祉施設等（※6） （要援護者の入所施設があるもの）					
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗					
飲	飲食店	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が500平方メートル以上あるもの ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④3,000平方メートル以上あるもの				
遊	混 キャバレー・カフェー・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く)					
	待合・料理店					
浴	公衆浴場		①200平方メートルを超えているもの（避難階にのみ用途がある場合も含 む。）			
遊個	個室ビデオ店等 （※7に該当するものに限る）					
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000平方メートル以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500平方メートル以上あるもの	令和 6年 9年 12年 〔以降3年 ごとに1回〕	非常用エレベ ーターが設置され ているもの	非常用エレベ ーターが設置され ているもの※	
寄特	寄宿舎 （※8に該当するものに限る）	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300平方メートル以上あるもの ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④200平方メートルを超えているもの（㉠のみ防火設備の定期報告に限 る。）				
共特	共同住宅 （サービス付高齢者向け住宅に限る）	①3階以上に対象用途があり、1,000平方メートル以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500平方メートル以上あるもの				
共	共同住宅					

■避難階(避難階とは、直接地上へ通じる出入り口のある階をいう。)にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外
(ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく)

- ※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)
- ※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100平方メートル以下のものは定期報告対象外。(ただし学事遊個寄共を除く)
- ※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100平方メートル以下及びその用途に供する床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
- ※4 映④において、その用途に供する床面積の合計が100平方メートル以下及び100平方メートルを超え200平方メートル以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
- ※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。
- ※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。
- ※7 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレホンクラブ」。
- ※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。
- ※9 共同住宅(サービス付高齢者向け住宅除く)の防火設備検査は、共用部分に限る。